

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

告示

目次

ページ

○結核予防法による医療機関の指定(八九・本荘保健所)	1
○土地区画整理事業施行地区内の土地の換地処分(九〇・都市計画課)	1
○都市計画の変更予定及び都市計画の案の縦覧(九一・都市計画課)	1
○道路区域の変更(九二・道路課)	1
○河川区域の変更による廃川敷地等(九三・九四・河川砂防課)	2
○証紙売りさばき人の指定事項の変更の届出(九五・会計課)	3
公安委員会告示	
○検定合格者審査の実施(一六・生活安全企画課)	3

告示

秋田県告示第八十九号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。

平成十八年一月三十一日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
そうごう薬局本 荘店	由利本荘市岩瀬下百番地四	平成十八年一月十一日

秋田県告示第九十号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百十九号)第一百三十三条第三項の規定により、秋田都市計画事業秋田駅東拠点地区土地区画整理事業施行者秋田市代表者秋田市長佐竹敬久から土地区画整理事業施行地区内の土地について平成十七年十二月二十日換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十八年一月三十一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第九十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十八年一月三十一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 都市計画の種類
道路
- 二 都市計画の案の名称
鷹巣都市計画道路(三・四・三号太田川口線)の変更
- 三 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分 北秋田市元町並びに鷹巣字下家下、字東上綱、字東中岱、字西中岱及び字小中岱の一部
- 四 都市計画の案の縦覧場所
 - (一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課
 - (二) 北秋田市鷹巣字東中岱七十六番地の一 北秋田地域振興局建設部用地課
 - (三) 北秋田市宮前町四番十五号 北秋田市建設部都市計画課
- 五 都市計画の案の縦覧期間 平成十八年一月三十一日(火)から同年二月十四日(火)まで

秋田県告示第九十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十八年一月三十一日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

県道	道路の種類		旧新別	路線名	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
	田沢湖畔線				仙北市田沢湖潟字前田五七番地先から字ヨテコ沢六〇番一まで	九・六〇〇一〇・五〇	〇・一三一
	B	A			仙北市田沢湖潟字前田五七番地先から字ヨテコ沢六〇番一まで	九・六〇〇一〇・五〇	〇・一三一
					仙北市田沢湖潟字前田五七番地先から字ヨテコ沢六〇番七まで	九・七〇〇二五・〇〇	〇・一三七

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
(二) 期間 平成十八年一月三十一日から同年二月十三日まで

秋田県告示第九十三号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年一月三十一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 河川の名称 一級河川 院内川
二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十八年一月六日
三 廃川敷地等の位置、種類及び面積

位 置	種 類	面 積
仙北市田沢湖岡崎字元鎌川百六十七番三及び同字大屋敷百七十番九	土 地	七四六・〇九平方メートル

関係図面は、建設交通部河川砂防課及び仙北地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

四 その他

河川法施行法(昭和三十九年法律第百六十八号)第十八条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法(明治二十九年法律第七十一号)第四十四条ただし

書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から三月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

秋田県告示第九十四号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年一月三十一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 河川の名称 二級河川 白雪川
二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十七年九月二十六日
三 廃川敷地等の位置、種類及び面積

位 置	種 類	面 積
にかほ市三森字美濃輪百六十九番、百九十四番、三百四十八番、同字六日市四百五十二番から四百五十六番及び同市田抓字才ノ神八十五番一、二、八十六番、百四十三番二、百四十四番二、百四十五番二、百四十六番一、百五十一番一、百五十二番一、百五十三番から百五十六番、百五十七番二、百五十八番、百五十九番、百六十番二、百六十二番二、百六十三番二、百六十四番二、	土 地	一九、四九九・八二平方メートル

百六十五番二、百六十六番二、百六十七番二、百六十八番二、二百十七番から二百十九番

関係図面は、建設交通部河川砂防課及び由利地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

四 その他

河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十八条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治二十九年法律第七十一号）第四十四条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から三月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

秋田県告示第九十五号

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第五十七条第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人の指定事項の変更の届出があったので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。

平成十八年一月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

売りさばき人の事務所の所在地及び名称	
変 更 後	変 更 前
由利本荘市矢島町館町二十五番地 由利本荘市商工会矢島支所	由利本荘市矢島町館町二十五番地 本荘市由利七町商工会矢島支所

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第16号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査（以下「検定合格者審査」という。）を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）附則第9条に基づき、公示する。

平成18年1月31日

秋田県公安委員会委員長 伊 藤 辰 郎

1 検定合格者審査の種類及び実施日時

- 交通誘導警備業務に係る 1 級の検定合格者審査
平成18年3月2日（木） 午前9時から正午まで
- 貴重品運搬警備業務に係る 2 級の検定合格者審査
平成18年3月2日（木） 午後2時から午後5時まで
- 空港保安警備業務に係る 1 級の検定合格者審査
平成18年3月8日（水） 午前9時から正午まで
- 空港保安警備業務に係る 2 級の検定合格者審査
平成18年3月8日（水） 午後2時から午後5時まで
- 施設警備業務に係る 2 級の検定合格者審査
平成18年3月9日（木） 午前9時から正午まで
- 交通誘導警備業務に係る 2 級の検定合格者審査
平成18年3月9日（木） 午後2時から午後5時まで
- 実施場所
秋田市寺内字神屋敷35番地 1 秋田県青少年交流センター 3 階中研修室
- 定員
各検定合格者審査ともに30人とする。
- 申請手続き
4 申請期間
(1) 受付期間
日曜日、土曜日を除き、平成18年2月6日（月）から同月24日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、定員になり次第受付を締め切る。
- (2) 申請場所
申請者の住所地又は所属する営業所の所在地を管轄する警察署
- (3) 提出書類等
ア 検定審査申請書
イ 審査申請書を提出する前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚
- ウ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則第8条の合格証（以下「旧検定合格証」という。）の写し。ただし、秋田県公安委員会以外の公安委員会から旧検定合格証の交付を受けている場合において、住所地を管轄する警察署に申請するときは、住所地を疎明する資料（住民票の写し、運転免許証の写し等）、営業所を管轄する警察署に申請するときは、当該営業所に属することを疎明する書面（営業所所属証明書等）を添付すること。
- (4) その他
検定審査申請書の提出は、申請者本人又は営業所従業員等によることとする。

4,700円

検定審査申請書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。ただし、検定審査申請書を受理した後に申請を取り消した場合又は検定合格者審査を受けなかった場合には、手数料は返還しない。

6 その他

- (1) 検定合格者審査に際しては、筆記用具及び運動靴（内履き）を持参すること。
- (2) 検定合格者審査当日は、開始30分前から受け付けを開始するので、申請者は、旧検定合格証を係員に示して受け付けを終えること。
- (3) 検定合格者審査について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話018-863-1111内線3043、3044）に問い合わせること。

印刷所

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印
刷
者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 (862) 8766 FAX (863) 0005
E-mail: matsubar@matshubainsatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄